地方消費税交付金の増額分に係る社会保障関連費用への充当

平成26年4月から、消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率については消費税率の1%から1.7%に引き上げられました。また、令和元年10月からは、消費税率8%から10%となり、地方消費税率は2.2%に引き上げられました。
消費税率引き上げにかかる地方消費税収については、「社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費」に充てることとされています。

【歳入】

地方消費税交付金	513,895 千円
うち社会保障財源化分	295,306 千円

【歳出】

社会保障施策に要する主な経費	2,629,932 千円
うち一般財源	773,131 千円

※令和2年度地方消費税交付金のうち社会保障財源化分を財源とする社会保障関連事業について、主な事業は下表のとおりです。
補助事業を除く単独事業（継ぎ足し単独分含む）のうち一部の財源としました。

（単位：千円）

主な事業名		費目	事業費	財源内訳					事業内容
				国支出金	県支出金	分担金	その他	一般財源	
社会福祉	障がい者自立支援給付費	扶助費	527,763	265,610	132,805			129,348	計画相談支援に基づき、障がい者（児）の日常生活に必要な障がい福祉サービスについて一部給付を行う。
社会福祉	重度心身障がい者医療費	扶助費	51,601		24,939			26,662	重度障がい者の医療費（薬代含む）を助成し、継続的かつ安定的な医療機会の確保を行う。
老人福祉	養護老人ホーム措置費	扶助費	129,718			21,194		108,524	老人の生活安定及び福祉の増進を図るため、老人福祉法に基づき要措置者の適正な養護を行う。
児童福祉	子どものための教育・保育給付事業	扶助費	1,842,945	896,207	436,782		48,782	461,174	就学前の乳幼児に関する、保育・教育等の総合的な提供を推進するため、三股町に在住する入所児童数に応じて運営費を補助する事業。子育て世代の支援体制の充実と子どもの安心安全な保育環境の充実を図る。 ・保育園（町内7園・分園、町外14園　計21園）・・・・・・・695,437,030円 ・認定こども園（町内8園、町外27園　計35園）・・・・・・ 1,140,456,893円 ・幼稚園（町外2園）小規模保育所（町外0園）・・・・・・・・・・7,051,330円
児童福祉	子ども医療費助成事業	扶助費	75,313		20,482		10,000	44,831	未就学児に対する保険診療分の医療費を自己負担なしで全額助成。H30年には中学生の入院も無償化とするほか、小・中学生に対しR2年11月診療分からは外来では1医療機関ごとの負担額を1,000円から200円に、薬局を無料に拡充するなど、さらなる充実した子育て支援を図った。
保健衛生	特定不妊治療費助成事業	扶助費	2,592					2,592	体外受精または顕微授精による特定不妊治療費の助成。妊娠を希望する人の経済的負担の軽減を図る。実人数17人、延べ28人
合　　計			2,629,932	1,161,817	615,008	21,194	58,782	773,131	